

第2回 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会

日時：平成23年7月25日(月) 17:05～

場所：合同庁舎2号館7階 省議室

【末永税務企画官】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。青山委員は少し遅れてご到着されるというご連絡をいただいております。お揃いとなりましたので、研究会を進めていただければと存じます。座長、よろしくお願いいたします。

【碓井座長】 皆様、お暑い中お集まりくださいまして、ありがとうございます。ただいまから、第2回地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会を開会させていただきます。前回、ご欠席であった委員の石井隆一委員、一言だけお願いします。

【石井委員】 富山県の石井でございます。ひとつよろしくお願いします。

【碓井座長】 それでは、今日の研究会であります。まず最初に資料1に基づきまして、この研究会の進め方につきまして、末永税務企画官からご説明をお願いいたします。

【末永税務企画官】 資料1、二枚紙でございますが、ご覧いただきたいと思っております。

「自主・自立税制研究会の進め方について」というものでございます。前回、第1回でご意見として頂戴いたしましたものの大まかな整理ということで6点ほど挙げさせていただいておりますが、「地方税制について地方団体の自主性が確保されていない」、「『執行の責任』については幅広くとらえるべき」、「制度を作っても地方団体の実行が伴わなければ意味がない」、「税負担を通じて住民が行政への参加意識を持てるようにすべき」、「地方が自ら歳出と歳入のバランスをとれるようにすべき」、「財源確保の視点は欠かせない」など、様々な角度からご意見を頂戴したところでございます。

今後の対応でございますが、3点ございまして、こうした幅広く様々なご意見を頂戴したところでございまして、当初、私どもで予定をしておりました項目につきまして、すべてしっかりしたご議論を深めていただくということになりますと、前回ご説明しましたように今年10月の取りまとめですと少し時間が足りない、もっとご議論をいただいたほうがよろしいのではないかと事務局としても考えまして、大変恐縮ではございますが、2カ年にわたる研究会へとスケジュールを変更させていただければと存じます。

それから、前回のご意見の中で、検討項目を追加しなければいけないと考えておりますのが2点ございます。「税務執行面における地方団体の責任について」ということ、それか

ら、「地方団体が自主的な取り組みを意欲的に進めるために必要な環境整備」、これらを検討項目に追加させていただきたいということでございます。

スケジュールの変更のところで2カ年と申し上げましたけれども、当面は重点の検討項目としまして、標準税負担軽減措置制度、法定外税の関係、そして消費税・地方消費税の賦課徴収の関係につきまして、10月まで重点的にご検討いただきまして、24年度税制改正につなげていくものとさせていただければと存じます。

2ページ目に具体的な少し細かいスケジュールを書かせていただきました。第1回前回、第2回今回でございますが、以後、日程が許せば3回から4回、この3つの重点項目につきましてご意見、ご議論を頂戴いたしまして、10月を目途に中間の取りまとめとさせていただいて、中断期間を少し置かせていただいて、年明け以降再開ということでございまして、残された検討項目が3点ございます。それから、先ほど申しました追加項目も検討していただきまして、24年の秋までに最終の取りまとめという流れでスケジュールの設定をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。10月云々ということで、中間取りまとめを行い、その後さらにというご趣旨のようでございますが、何かご質問はございませんでしょうか。

3、4回というのは、何も言わないと私どもは了承したということになってしまうのですが、だれか異論を唱えていただけないかと思ったんですが、だれも出していただければ仕方ないということで。それでは、次の議題に移らせていただきます。

【石井委員】 ちょっと一言いいですか。

【碓井座長】 石井委員、どうぞ。

【石井委員】 今のご説明だと、10月目途に中間取りまとめされる分は、24年度の税制改正に活かすということなんですね。

【末永税務企画官】 そういう議論につなげていきたいということでございます。

【石井委員】 そうですか。

【碓井座長】 他に。清原委員、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。新たに検討項目に追加をしていただいたそれぞれは、地方団体の役割や責任をさらに深めて検討するというので、これは大変重要な論点を加えていただいたと認識しておりますが、地方団体が「自主的な取り組みを意欲的に進めるために必要な環境整備」というのは、非常に広い集約をされてい

と思いますが、具体的にどのようなことをイメージしていらっしゃるか、現時点で想定されている一例、二例ぐらいをご紹介いただけますでしょうか。

【碓井座長】 末永さんにお願ひしましょうか。

【末永税務企画官】 前回いただいたご意見の中で、3点目で挙げております、「制度を作っても地方団体の実行が伴わなければ意味がない」というお話を頂戴したところでございますが、これはむしろ先生方にお知恵を頂戴したいと思っております、今、事務局で具体的にご用意しているものはございませんが、こういったものが考えられるか、ご意見をいただきながら深めていければと考えております。

【碓井座長】 どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。私たち自治体は大変大きな課題に直面しているということは前回も一部発言したのですが、財政との関係等々、あるいは地方交付税制度のあり方等々、そういうことも広く含めて議論することを想定してくださっているというふうに、非常にフレキシブルなテーマとされたと受けとめさせていただきまして、そうした思いを持って提案的な発言をしていきたいと思ひました。どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【碓井座長】 それでは、続いて資料2に基づきまして、標準税負担軽減措置制度、これは仮称でございますが、これについて、水野課長補佐さんからご説明をお願ひいたします。

【水野固定資産税課課長補佐】 固定資産税課の水野と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうからは資料2に基づきまして、標準税負担軽減措置についてご説明したいと思います。こちらの資料は、ホチキスで綴じられた資料2と、1枚ペラの未定稿という資料が2つあるかと思ひます。まず資料2に基づいてご説明を申し上げたいと思ひます。

では、1ページを開けていただきまして、前回もこれはお示しした資料でございますが、税負担軽減措置のあり方の見直しに関する基本的考え方でございます。前回ご説明した内容でございますけれども、改めて申し上げますと、1つ目と2つ目のポツを見ていただきますと、地方団体の仕事の量と税負担、すなわち歳出と歳入をバランスさせるための合意を形成する作業は地方自治の本質の一つと。

しかしながら、次のポツを見ていただきますと、地方税制の大部分は国が決めてしまっているものですから、地方税制についての議論が各地方団体で十分に行われているとは言いがたいという問題意識。これは自主・自立の観点からの問題意識と言えるかと思ひます。

そして、もう一つ、この税負担軽減措置を考えるに当たっての大事なポイントでございますが、3つのポツでございますが、国が法律で一律に定める税制は必ずしも地域の実情に即したものではない場合もあり、適切な政策効果が発揮できていない場合も考えられるところであると。これは政策の観点ということが言えるかと思えます。

こうした2つの観点から、4つ目のポツ、5つ目のポツにまいりまして、地方税に関する税負担軽減措置について、適用の是非や程度を各地方団体が自主的な判断に基づいて決定できる仕組みの創設を検討してはどうかということが、前回お示しさせていただいた基本的考え方であったということかと思えます。

今回、ご議論いただきたい項目でございますが、2ページ目をご覧くださいまして、標準税負担軽減措置に関する論点とその方向性（その1）でございますが、前回お示した論点は、ここに論点1、2、3、4、5と5つの論点を掲げさせていただいております。今回はより突っ込んでご議論いただくために、少し論点を絞ってご説明したいと思えます。

まずその1においては、論点1と論点2を合わせましてご議論いただきたいと思えます。ご議論いただきたい内容は、この黒く塗ってある矢印にございますとおり、標準税負担軽減措置も含めた税制上の特例措置全体のあり方を考慮しながら、さらにこの標準税負担軽減措置のあり方をご議論いただきたいということでございます。

まずこの内容について、1枚めくっていただきまして、これに関連して前回どのようなご意見をいただいたかということについてご紹介したいと思えます。標準税負担軽減措置の基本的考え方についてということでございますが、地方団体の自主・自立の観点、より適切な政策効果発揮の観点から、標準税負担軽減措置を検討していくとする基本的考え方は是としてよいのではないかと。そして地域の実情に応じ、地方団体が社会的な効果が大きいと考える税制を展開していくことが必要ではないか、大筋ではよいのではないかとといったご意見であったかと考えております。

そして、2つ目のご意見でございますけれども、標準税負担軽減措置の対象とする特例の範囲についてということでございますが、標準税負担軽減措置制度の適用対象をいわゆる政策税制（特定の政策目的を有する税制）に限定する必要はなく、多くの納税者の税負担に影響する一般的な措置も広く対象として検討してはどうかといったご意見がございました。

そして、これらのご意見を踏まえまして、現行の税制上の特例措置をこの標準税負担軽減措置へ入れていくことでどう変えていきたいかということを示したのが4ページから5

ページの資料ということになります。

まず現行の税制上の特例措置がどうなっているかということを書いたのがこの4ページでございます。地方税制のうち、国が定めている地方税制もあれば、地方が自由に定める地方税制、大きく分けてこの2つの分野があるかと思えます。右側の白いところでございますが、地方が定める地方税制については、不均一課税とか、条例減免とか、法定外税とか、様々な方法を使って独自の地方税制を展開するツールは既に存在していると。一方で、左側の色が塗ってあるところでございますが、国が定める地方税制は、前回ご説明申し上げましたとおり、課税標準掛ける税率マイナス税額特例、この課税標準には課税標準特例が適用されるわけでございますけれども、こういうある程度かちとした体系がございまして、この課税標準特例とか税額特例には地方の裁量原則なしといった状況であるということ、前回ご説明申し上げました。この課税標準特例と税額特例は、下の方の矢印を見ていただきますとおり、現状においては全国一律の税負担軽減措置になっているというのが現状でございます。

これまでのご意見を踏まえまして、標準税負担軽減措置を入れますと、どう見直されるかと、そのイメージを示したのが5ページでございます。このイメージについてご議論いただきたいわけですが、この議論のポイントを上の四角囲みの中にまとめてございます。前回のご議論を踏まえ、次の考え方に基づき、税制上の特例措置のあり方を下図のとおり見直してはどうかということでございますが、まず(1)でございますが、国が定める地方税制の範囲を縮小することを目指し、国が地方に実施を求める特例については必要最小限とすべきではないか、これをまず大原則としてはどうかということでございます。下の絵でこれを申し上げますと、右側の方に、国が定める範囲の縮小という矢印があるかと思えます。ここをまず縮めていくことが大前提ではないかということでございます。

そして、四角の中に戻りまして、(2)でございますが、全国一律の方が効果的な特例もあれば、地方の裁量を認めた方が効果的な特例もあるのではないかと。先ほど申し上げましたとおり、今、特例措置といえば、全国一律の税負担軽減措置しかないという、いわゆる単線の構造になっているわけですが、それを複線の構造にしてはどうだろうかということでございます。下の絵で申し上げますと、国が定める地方税制の中の、国が地方に実施を求める特例、これはいろいろなものがあるかと思えますが、これを左側の全国一律の方が効果的な特例という単線ではなく、もう一つ車線を増やして、地方の裁量を認めた方が効果的な特例、これについては標準税負担軽減措置を入れていくという考え方としては

どうかということでございます。

そして、また四角の中に戻っていただいて、(3)でございますが、この一律と標準を分けていく際の考え方の原則でございますが、全国一律の特例措置でなければ、政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、標準税負担軽減措置とすることを原則としてはどうかということでございます。こういったイメージについて、本日はご議論いただければと考えてございます。

続きまして、6ページでございます。その次の論点でございますが、次は論点3の関係でございます。条例に委任する項目・委任の程度、先ほど申し上げた標準税負担軽減措置を入れるとするならば、条例に委任していくということになるわけでございますけれども、その項目とか委任の程度をもう少し深くご議論いただければと思います。

その後ろでございますが、7ページをめくっていただきまして、これに関連する前回の研究会でのご意見がどうであったかということをもとめたのが、この7ページでございます。1つ目のポツでございますが、地方税制は地方団体が自ら決定するものであると考え、国が地方税について「標準」とか「特例」というものを示す必要はないのではないかとご意見。その一方で、2つ目のポツでございますが、一定の範囲ではあるとは思いますが、それぞれの地域が住民の税負担について適切な水準を考え、設定してもらう方向ではないだろうか。また、軽減方向だけに限定する必要はないのではないかと。そして、3つ目、これはまた別の視点でございますが、課税標準が同じであれば、住民は税率だけの情報で自らが居住する地方団体を選ぶことができるけれども、課税標準がバラバラな場合に、住民が地域ごとの税制の違いを正當に評価できるかは留意すべき重要な視点ではないかといったご意見もございました。

こういったご意見を踏まえまして、今回、ご議論いただきたいポイントを8ページの方にまとめてございます。標準税負担軽減措置における条例委任の項目・程度に関する考え方ということでございますが、前回ご説明した税負担を軽減する特例措置の主要構成要素を上の方に掲げてございます。特例はこの①税負担軽減の条件、②税負担軽減の程度、③税負担軽減の期間と、おおよそこの3つから成り立っていると考えられるわけでございますが、どれをどの程度委任するのがいいのだろうかということでございます。

そのポイントでございますが、下の四角の方にまいりまして、まず条例委任の項目でございます。この①から③の項目については、特段の制限を設けず、すべて自由に条例委任すべきなのか。その一方で、2つ目のポツでございますが、条例委任する際には、「住民が

地域間の税制の違いを理解し、比較できる程度のもとのすべき」という視点も重要ではないかという点。この参考として※に書いてございますが、この①の税負担軽減の条件については、多種多様な判断がある一方、②の軽減の程度とか軽減の期間については、高い・低い、長い・短いという比較的シンプルな判断だけになるのではないかということが考えられます。

次の議論のポイントでございますが、標準税負担軽減措置における国の役割でございます。先ほど申し上げましたとおり、標準税負担軽減措置という名前に区分したものであっても、国が地方に実施を求める特例であることには違いはないわけでございますので、国（関係府省）が想定する政策目標等に応じ、特例対象や裁量の範囲等の基本事項を国が示すことは必要ではないかという点。そして、2つ目のポツでございますが、標準ベースで基準財政収入額を算定する必要性等を勘案すると、少なくとも標準は示す必要はあるかという点でございます。

これらの点についてご議論いただきたいと考えるわけですが、そのときの具体例としまして、9ページの方に新築住宅特例と住宅用地特例の構成要素を簡単にまとめてございます。ざっと見ていただきますと、この特例の対象物については、新築住宅特例でいきますと、新築住宅というのはどんなものなんだろうかという定義がいろいろ書かれております。そして、住宅用地特例でございますが、住宅用地特例の適用になる住宅用地というのはそもそもどんなものなのかということがいろいろ書かれておりますが、特例対象はこのようにいろいろと技術的な要件が決められているということでございます。その一方で、特例期間とか特例率については5年、3年とか、2分の1とか、そういった比較的シンプルな内容になっているということでございます。ここら辺を参考にして、先ほどの点についてご議論いただければと考えております。

続いて、10ページでございますが、その他の論点でございます。論点4と論点5の関係でございますけれども、論点4については、課税標準特例の条例委任の是非ということでございます。これについては、課税標準特例の条例委任に限って認めないとする特段の理由はないのではないかと考えておるところでございますが、これについてご議論いただければと思います。また論点5については、標準税負担軽減措置制度に関する減収補填措置、交付税措置のあり方でございますが、標準的な軽減率等に基づいて基準財政収入額を算定することが適当ではないかということであろうかと思っております。

これに関連するご意見が11ページの上段の方にまとめてございます。これについては、

論点4の関連しかご発言がございませんでしたので、論点4の関係だけ載せてございますが、課税標準の特例率を条例で委任することについては、現行の固定資産税の商業地等に関する条例減額を例に挙げた場合に、これは実質的には課税標準の特例率を操作している特例と考えられるのではないかといったご意見がございました。

論点に直接関係するご意見は以上でございますが、その前提となる大所高所からのご意見については、このその他のご意見というところにまとめさせていただいております。

以下、12ページ以降は参考資料となりますので、適宜ご参照いただければと思います。

そして、この標準税負担軽減措置を導入した場合にどのようなことが起こるのかということイメージで示したものが、先ほど申し上げた未定稿の1枚ペラの資料でございます。標準税負担軽減措置の粗いイメージというものが載っているかと思っております。これは仮にということでございますが、住宅用地特例と新築住宅特例にそれぞれ標準税負担軽減措置を導入した場合、どのようなことが起こるかということでございます。上段を見ていただきますと、土地、住宅用地でございますが、現行特例率は小規模住宅用地であれば6分の1、一般住宅用地であれば3分の1となっているかと思うんですが、これを右側の標準化(例)で見ていただきますと、これを12分の1から4分の1、6分の1から3分の2の範囲内で条例で定める、一定の幅を持って自由化するといったことをした場合どうなるかと。家屋の方については、新築住宅特例、今は2分の1税額を減額するということでございますが、これを4分の1から4分の3の間で条例で定める率とした場合、何が起こるかということでございますが、下にA市、B市、C市と3つの例を書かせていただいております。

これはあくまで例えばでございますが、A市においては、土地、家屋それぞれについて特例率を操作して負担増をする。その負担増の目的は、居住環境の整備。増税をすることによって、それを行政サービスという形でうちの市は還元していくんだと判断された場合には、この特例率を税負担増の方向で操作することになるということでございます。

一方、B市の場合ですが、ここは仮に過疎に悩んでいる市だと仮定しまして、ここについては特例率の税負担を減にする方向で土地も家屋も見直すと。その目的は保有コスト引き下げによる新規住民の呼び込みをしたいからと、そういった判断をB市の方はすることができるようになると。

そして、C市の場合ですけれども、土地については負担増を求め、家屋については負担減を求めると。その心は、この右側の目的に書いてございますとおり、土地については保有コスト引き上げによる土地の有効活用の促進を図っていききたいと。その一方で、上物に

つについては負担を減して、より耐震性を備えたより有用な住宅建設を促進していくといった政策展開をしていくということでございます。

このように特例率を条例でいろいろ変化させることによって、A市、B市、C市のように様々な政策に応じた政策展開が可能になってくるのではないかと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。それでは、これから相当な時間を、仮称であります、標準税負担軽減措置制度のことに絞りまして、ご議論をお願いいたします。そうは言いましても、いろいろございますので、まず先ほどご説明いただきました資料2の2ページから論点1、2あたりでご議論をお願いできればと存じます。

【人羅委員】 よろしいですか。

【碓井座長】 人羅委員、お願いします。

【人羅委員】 この標準税負担軽減措置の議論をするに当たって、私はメディアの方から入っていますので、まずその印象を言いたいんですけども、この議論はおそらく普通の人にとってはかなり専門的な議論だと思うんです。それで、これを多分メディアで取り上げるとなると、標準税負担軽減措置と聞いただけで、それは一体何なんだろうと。僕らのレベルで言うと、よく言う義務付け、枠付けという言葉ですら、それを使うのはやめてくれという言葉が出るぐらい、言葉に対するわかりやすさというものがかなり求められて、多分この議論は分権改革を推進するという大きな流れの中で意味があるということをもみんなに理解してもらおうということがとても大事なことだと思うんです。

それで、思ったことは、この標準税負担軽減措置という言葉はもちろん仮称となっていますので、まだ正式に定着した名前ではないと思うんですけども、おそらくこの対極にある言葉というのが一括型の税負担軽減措置だということであるとすれば、多分それに対するふさわしい言葉は裁量的税負担軽減措置とか、そういった表現をとることはどうか。霞ヶ関の中で標準税負担軽減措置ということはしようがないのかもしれない。これは多分標準税率というところから連想して標準税負担という言葉が出ていると思うんですけども、外に言うときには裁量的負担軽減措置とか、何かそういう表現を工夫して議論していかないと、大きい流れの中で分権改革を進める中での議論なんだよということがイメージとして伝わってきにくいんじゃないのかという印象を持ちました。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。実は私も、どうも突っかえていて、すっ

きりしないでしたことなのですが、今、お話しのように、税負担軽減措置を裁量に委ねる。ですから、おそらく標準税率にならって法律の定めに標準化するという意味なのでしょうけれども、大変いい、裁量的という言葉が出てきましたが、これはそういう理解でよろしいかどうかということ、まずご説明者に伺いたいと思います。

【水野固定資産税課課長補佐】 今、委員おっしゃられましたとおり、もともとは標準税率を念頭に置いてこういった名称を仮称でつけさせていただいたところでございますけれども、今、ご指摘の点も踏まえて、より適切なネーミングについては検討してまいりたいと思います。

【人羅委員】 よろしくご議論をお願いします。

【碓井座長】 これは私たちの今日の議論の出発点なものですから、皆さんそれぞれが別のことを考えていくといけないものですから、この点、他の委員の方々から何かご質問とかご意見とかありますでしょうか。井手委員、どうぞ。

【井手委員】 前回は申し上げた気がするんですけども、負担軽減というふうに言われてしまうと、粗いイメージにあったような負担増もあり得るんだということが入ってこないような気がするんです。そこも含めてご検討いただければと思っております。

【碓井座長】 これは確か前回も出た議論でございますが、他に何か。それにこだわらずに、ご質問やご意見をお願いいたします。

この2ページで、特に課税標準特例のことに着目して、論点4といったところで書いてあるのですが、この辺も含めて何か。清原委員、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。自治体の税制における政策性の実現として、これから表現は変わるかもしれませんが、いわゆるこの軽減制度の一般化といいますか、裁量化といいたまいますか、それは評価できる方向性ではないかとは思っています。

単に国の政策的な税負担軽減措置を機械的に連動させるのではなくて、できる限り地域の実情に合わせて、それぞれの課題について自治体としての判断を加えるものとして有用ではないかと考えます。ただ、おっしゃったように、この漢字がいっぱい並ぶ「標準税負担軽減措置制度」が、一体、国民や住民にとってはどのようなプラスがあるのかということが直ちには理解できないことがあるかもしれませんし、自治体の立場でも説明がしやすいような内容になっていくことを願っています。

現行では、条例委任制度として個別に軽減制度がありますけれども、一般的ではありま

せん。例えば固定資産税の住宅用地等に係る条例減額制度というのは、税額の大幅な上昇を抑制するといったメッセージを持っているんですけども、現実には個別の対象にとどまるところがあります。また、条例減免制度は一般的な条項としてはありますけれども、災害や貧困といった担税力の減少や税目ごとに着目した、いわば公益性が主な基準でした。

最近では、これを政策目的に活用しまして、三鷹市の場合、具体的には固定資産税の耐震減免制度を条例化しています。すなわち、災害に強いまちづくりを目指したいという考え方で、耐震化促進計画に基づきまして、一定期間の建て替えや改修については3年間固定資産税を全額減免しています。それは三鷹市独自かといいますと、実はヒントは東京都が23区を対象に打ち出したということで、同じ都民であるならば、三鷹市は、東京市ではないわけですが、ぜひ努力したいということで取り組みました。ただ、都内には26の市がありますが、同じように減免しているかといったら、他の25市はそうではありません。それは基本的にはこのような減免措置をしても、三鷹市のような不交付団体においては、減免額が補填されないという実態もあって、なかなか決断がしにくいということがあります。ただ、こうした自治体の政策推進を強力に打ち出す手段として、税の軽減措置というのを設定できるということは、自治体の自主性の拡大につながると思います。

ただ、そこでもお願いがあります。国の政策的税負担軽減制度については、一層の整理や合理化をしていただければと思います。課税ベースを拡大し、本来の財源調達機能を回復した上での軽減措置が望ましいと考えます。任意の軽減措置制度も単なる軽減制度にしてしまうことには懸念がありまして、もちろん言うまでもなく税目の意義や目的に見合った政策判断が必要で、単なる軽減制度ということではなく、あくまでも行政サービスの質と量の議論ですとか、受益と負担のバランスといった観点、あるいはこうすることで住民の皆さんが耐震化等の行動を起こすときの動機付けになる、インセンティブになる。そして、全体として参加型のまちづくりが、例えば先ほど紹介しました耐震減免制度などの場合には進められるという趣旨が、やはり住民の皆様によく合意を得て、行動にも結びついていくということになることが目指されるべきだとは考えています。

以上です。ありがとうございました。

【碓井座長】 今の清原委員のご発言を踏まえまして、こういう問題が起きてくるような気がするのですが、現行でも例えば東京都23区の区域の商業地について、東京都はたしか要綱に基づいて固定資産税の軽減をしていると思います。それは、今お話しした減免という形式を使っているのです。しかも要綱ですから条例ではない。そうすると、今でも実

は自主的な軽減措置というのは減免というのをういてやっているところもあると。そうすると、こちらではあくまで標準と言って、ある意味では国が政策を打ち出しているという、その違いがありそうなのですが、その辺は今回問題を提起している事務局としては、どんな位置付けになっておられるのですか。標準というふうに、わざわざアドバルーンを掲げている意味です。

【水野固定資産税課課長補佐】 まさにその点ご議論いただきたい点ではあるんですけども、とりあえず事務局の方の考え方を申し上げさせていただきますと、資料の4ページをご覧くださいますと、今、座長がおっしゃられた個別の条例減免でやる分野でございますが、それはまさに地方が定める地方税制という分野の話であらうかと思っております。およそこれですべて地方が決められるということであるならば、そもそもこの標準税負担軽減措置とか国が定める特例というのは全く要らないということになるわけですが、現実にはやはり国が定める地方税制という、この左側の領域が厳として存在しているわけでございます。そういった国が定める地方税制の中であっても、やはり少しでも分権の観点から地方の裁量を高めていくことができないかというのが、まさに今回のこの措置の目的なのかと考えてございます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。どうぞ他にもご意見を出してください。櫻井委員、お願いします。

【櫻井委員】 ちょっと前提的なお話も含めてなのですが、そうすると、今、碓井先生がおっしゃった東京都の要綱に基づく減免というのは、地方の方に入ることですか。

【碓井座長】 どうぞお願いします。

【水野固定資産税課課長補佐】 今の4ページの絵でご説明申し上げますと、東京都の制度は、この右側の地方が定める地方税制の分野の中の条例減免という制度を使って、自由に決めていらっしゃるものと理解してございます。

【櫻井委員】 でも、要綱なんですよ。

【碓井座長】 私が少し前に調べた限りでは、東京都は要綱であって、私はそれを批判しているのです。事業者からは大変喜ばれているはずなんですけれども。

【櫻井委員】 そうすると、厳密に言うと違法ということになりますか、事実関係がよくわからないですね。それから三鷹市の耐震減免制度は、政策税制を考えると、ミニマムで見るともちろん効果がないわけではないんでしょうけれども、政策としてのインパクトというか、実際上の実効性はどのくらいあるのかというのがいつも私は気になるんで

すが、三鷹市の場合には、かなり政策的な効果があるという評価でいらっしゃるということでもよろしいでしょうか。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市の場合は、昭和57年以前に建築された建物というのは、旧耐震の基準で建てられております。それを改修あるいは建て替えをしていただくというインセンティブを、どうしても防災の観点からもうけたいという思いで実施しているところです。実際にこの減免制度をを明らかにし、対象家屋の所有者に個別の案内をして以降、市役所にご相談の件数も増えておりますし、実際に3カ年の減免というのは大変動機付けになったと思われまして、改修あるいは建て替えをされる方も多く現れておりますので、私としては、減免効果は新築の場合にも見られる動機付けですけれども、耐震化促進のためにも一定の効果はあるものと現時点では認識しています。

【櫻井委員】 ありがとうございます。数字のデータがあるということでもよろしいんですね。

【清原委員】 はい。補足しますと、初年度、平成22年度では394戸、約2,300万円の軽減の実績があり、今後の継続により耐震化促進の計画を達成する見込みです。

【櫻井委員】 それで、大きなところで、まず標準税負担軽減措置制度というネーミングについては、今の説明を聞いてそういう意味だったのかと思いましたが、日本語と関係なく内容を理解しておりましたが、要するに政策税制を自治体において行うという話なので、そういうふうにもう少しわかりやすい言葉を使ったほうがいいと思いますし、あと、裁量という言葉を使うのはいかがかというのがあります。裁量という言葉は、いい意味と悪い意味と両方あるのですが、実際には、実務において、裁量といった瞬間に好きなようにやっていいというふうにもなりがちなので、そこはどうかと思っております。

次に政策税制の議論で、清原委員からもあったんですけども、自治体のベースで自主的な政策的なことをやるという大前提としては、国の政策税制というのが、これとバッティングしてはいけないとか、そっちの方がかなり特定の目的のもとでいろいろ細かく作られているとなかなか自治体は動きづらくなるというところがあって、これは教えてほしいんですけども、民主党はたしか租税特別措置をなくすんだみたいな話をされていたかと思うんですが、あの議論は今どうなっているのかということをお教えいただきたいということです。

私も財政の大昔の話を勉強したことが、大昔って19世紀ぐらいの話なんですけれども、

税金はものすごく古典的なものから始まっていて、政策的な目的を入れていくというのは基本的には現代的な話なんですけれども、財源調達という性格が現代では二次的、副次的になってしまっているところがあり、原理的に言うと、そこら辺はどうなのかなという疑問を常に持つわけなんですけれども、その国との関係でどうかというのが1つ。

それからあと、今後、これから条例委任の話が出てきますが、これは地方税法の議論で条例委任といった場合には、どういうイメージでいるのかということが知りたいんですね。その前提として、今回の地方分権というか、第一次一括法とか、あの辺りで出てきた参酌すべき基準云々という言葉を使って、条例に対する権限を少し広げて、枠付け・義務付けの議論が展開されましたよね。あれは禅問答みたいでよく理解できないのですけれども、地方分権の一括法における法律と条例と、それから規則との役割分担みたいな議論もあるようですけれども、その考えを整理してご提示いただいた上で、税制の場合に同じようなベースで議論していいのかどうかというところが気になっているということです。とりあえず、以上でございます。

【碓井座長】 櫻井委員、大変たくさんのおっしゃいましたので、どこをどうとらえたらいいのかわからないと思いますが、まず民主党政権の方針から伺ったほうがすっきりしますか。どなたに。では、逢坂さん。

【逢坂総務大臣政務官】 租特に関しては、民主党政権の方針というか、私も実際やってみてよくわかるのは、地方が課税主体であるにもかかわらず、地方の意思に関係なく、国で一方的に政策目的があるんだということで、一律に減収せしめる措置を租特の中では相当やっているんですね。固定資産税もそうですけれども、例えば港でありますとか、あるいは農業用のある一定の施設だとか分野について、あるいは文科省の分野で言うと、文化的ないろいろなことについても政策目的があるんだということで、地方税を一方的に減収させるような措置をしている。やっぱりこれは相当問題だろうと。その判断をするのは、それぞれの地方の自治体がやるべきだというのが基本的な政権としての考え方だと思っています。

それで、細かい数字は事務局から後で言ってもらえばいいと思うんですが、23年の税制改正の議論の中でも相当数見直しまして、数も、たくさんとは言い切れないかもしれませんが、結構な数、租特を廃止いたしました。基本的にはその方向であります。そして、今回の研究会出発点の問題意識の1つも、多分そこにも1つあると。一方的に国が地方税収を減収せしめることはやめるべきだというのが問題点の1つだと。とりあえず、

私からはそういうことです。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

それから、櫻井委員からご指摘の条例委任ということが出てきております。それに関連した法律と地方税条例との関係についてですが、これは多分、この議論をしていくと、大変苦しくなることがあると思うのですね。

というのは、つまり、1つの考え方は、地方税というのは、地方税法という法律があって、その委任に基づいて一部分について条例で定めてやるという、もちろん今の地方税法では、これこれについては条例で定めるとなっているのですが、基本は法律の委任に基づいているのだという理解の仕方と、いや、そうではない、地方税は本来は住民自治の線上において、住民の代表者の議決が行われている条例によって定めることが原則であって、法律は地方自治の本旨に反しない範囲でそれに規制を加えることができるにすぎない。地方自治の本旨がどこまで現実に意味があるかどうか難しいところかもしれませんが、そういう理解の仕方があって、多分、それを決着つけるのは非常に難しいのではないかと思います。櫻井委員、その辺、お見通しがあつてのご発言でしょうか。

【櫻井委員】 私が伺いたかったのは、地方自治法の考え方です。それと税の場合で違うか同じかというところが気になっているので、地方自治法の議論が何だかよくわからないので、それをご紹介いただきたい。今日じゃなくても結構なんですけれどもということですよ。

【碓井座長】 どうぞ。

【前田固定資産税課長】 固定資産税課長の前田でございます。

結果的には似通ってくる部分はあるんですけども、元に立って、出発点というのはかなり違っているとお考えいただければと思います。すなわち、地方自治法の世界を中心に見直ししております義務付け・枠付けの関係のものというのは、もともと施設・公物について、地方公共団体が管理運営している、ないしは地方公共団体が様々な許認可権を有している施設・公物、そういったものの基準というものが、現在、これが法律あるいは法律の委任等に基づきます政省令という国の法規で定められているという、ここに問題点があるということで改革を進めているものでございます。

地方公共団体が管理しているとか、あるいは地方公共団体に許認可権があるということであれば、それは本来的に当該地方公共団体がその施設・公物についてのあり方というものを決めるべきではないかと。国が法律で、ある一定の枠を示すにしても、法律とか、あ

るいは政省令でもってすべてを決めるというのはおかしい。ここの部分に地方の判断というものを入れるべきであると。その際には、やはり議会でしっかり議論していただくということがまず必要であるということで、その部分を条例におろしていきましょう。基本的なアプローチというのは、そういうアプローチでございます。

片や、こちらの税の世界というのは、先ほど座長からご指摘のあった難しい話はあるんですけども、基本的にはやはり税というのは、租税法律主義とか、あるいは租税条例主義という意味において、しっかりそこは、仮に何らかの形で地方公共団体に自主性、自立性というものが与えられるにしても、そのこのルールの部分というものは、例えば首長が定めるところの規則みたいなものじゃなくて、条例というものでしっかり決めていただくべきではないかという、おそらく出発案というか、問題意識というのは違うところなんですけれども、条例というものを中心に考えていきましょうということでは同じような結果というんでしょうか。ただ、形は条例ですがアプローチは違っている、そういうふうにお考えいただければと思います。

【碓井座長】 今お話しのように、私が先ほど申し上げたのは、まさに租税法律主義と地方税条例主義と言われることとの兼ね合いをどう見るかという問題だったわけです。

櫻井委員は、ほかに先ほど問題提起したのはまだあったんですけど。

【櫻井委員】 おおむね終わっていると思います。

【碓井座長】 他にどうぞ。持田委員。

【持田委員】 先ほど人羅委員が提出されました論点1、論点2にかかわる問題に戻って発言させていただきます。

標準税負担軽減措置を地方団体の自主性を高める観点から検討するという事は、問題ないと思うんです。ただ、これを実際に実施して、地方団体の自主性を高めるとどういうメリットがあるかということが目に見えるような形にすることが必要ではないかと思えます。

その点で言うと、固定資産税の軽減制度というのは、これは私の理解ですけども、国が資産の用途に応じた負担率を決めている、そういう制度になっているように思います。小規模住宅の場合には16%、住宅用地の場合には30%、商業用地の場合には上限は70%ですけども、そういう仕組みになっていて、実質的には、商業用地と住宅地という資産別の負担割合を国が決めているという結果になっていると思います。それにはやむを得ないところがあって、たしか昭和30年の通達（昭和30年3月7日付け自丙市発第22号）

だと思いますけれども、現行制度では単一税率しか掛けられない、不均一課税ができないという制約があります。

こういう考え方に立てば、国が資産用途別の負担を決めるといのはやむを得ない面があります。しかし、前回の資料でもご説明がありましたように、国が用途別の負担割合を決めますと、実際にその地域の担税能力との間でアンバランスが起こるとい副作用が生じるわけですね。それを分権化すれば、各地域ごとの担税能力に合った固定資産税という制度ができるのではないかと。そういう趣旨で提案されていると思います。例えば固定の軽減の場合には、担税力に合った固定資産税というものを構築するために、軽減措置については、国が決めるのではなくて、地方が決めた方がいいというロジックがあるのではないかと思います。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ、石井委員。

【石井委員】 資料2の8ページとか6ページなんかとも関係するんですけども、条例に税負担を軽減する主要構成要素として、8ページの上に①、②、③と3つの要素があると書いてありますけれども、議論のポイントの2つ目にある点、私も賛成なんですけれども、なるべく、税の話はそれだけでなく一般の住民の方から言うとわかりにくい話が多いので、②と③、こうしたものについては条例委任する方向は大変結構だと思うんですけども、①の特に条件のところ、課税標準なんかを条例でかなり自由度を高めるということになると、非常にわかりにくくなるかなということを心配しております。

今の地方税の体系ですと、まず法定税については、課税標準を法定して、税率は、標準税率というのは定めていますけれども、ある程度、条例に今委任している。一方、法定されてない課税標準による課税は、これは、今、法定外税という整理になっていますよね。だから、①の課税標準のところを条例に委任していくと、法定税と法定外税との関係もちよっとわかりにくくなるので、②、③のあたりを中心に条例に委任していくという方向がいいのかなと。この8ページの2つ目の黒ポツにある論点も、そういうことだと思うんですけども。地方で実際に現場に近いところにいる者とする、そういうふうにしてもらった方がわかりやすいかなと思っております。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。言葉の意味で、今の石井委員のご指摘と絡んでですが、2ページ目の論点4で「課税標準特例の条例委任に限って認めないとする特段の理由はないのではないかと」こう書いてあるんですけども、一般に地方税法だと課税客

体という言葉を使っているのですが、課税客体を数量化したものが一般に課税標準なのでしょうけれども、例えば固定資産税のような場合には、課税標準とすべきものを圧縮して実際の言葉としてどっちが正確なのかわかりませんが、とにかく圧縮しているわけですね。ここで言う課税標準特例というのは、例えば固定資産税の場合、現在、価格となっているのは、面積とするという意味の課税標準特例を意味しているのですか。それとも、そうではなくて圧縮ということを指しているんですか。ちょっと確認させていただかないと。

【水野固定資産税課課長補佐】 お答えいたします。課税標準特例については、座長おっしゃったとおり、面積ではなく、圧縮率を指しているということでございます。

【碓井座長】 そういうことですね。そうすると、石井委員にお尋ねしますが、石井委員はさっき、①が駄目だという趣旨はわかったのですが、圧縮の点は、石井委員はどのようなのでしょうか。

【石井委員】 課税客体は基本的に同じなだけけれども、それに対して特例で例えば2分の1掛けますよとか、そういうケースです。

【碓井座長】 そうですね。価格で算定して、その何分の1にするという。

【石井委員】 はい。それはある程度わかる話だから、そういう意味であれば、必ずしも外さなくてもいいのかもしれないですね。

【碓井座長】 そうですね。それで、もし、最初の価格というところを面積とか、そういうことになると、まさに法定外税との連続線上になって、何が何だかわからなくなってきてしまいますね。特例というのはご承知のとおり、事業税については、今も部分的には残っているということでしょうか。多くは整理されましたけれども、部分的に残っているということでしょうか。他にいかがでしょうか。どうぞ、横山委員。

【横山委員】 ネーミングの話からですが、私も裁量という言葉は避けた方がいいのではないかと思います。むしろ、選択という言葉の方が主体的なイメージが出るかと。標準というのも一般にはよくわからないので、税負担軽減選択措置とかいう方が選択できるという主体的な意味合いが出てくるような気がいたします。これにこだわりませんが、一案ということでお話しさせていただきました。

あと一つは、粗いイメージというところで、今後どういうところで軽減措置を数値化していくのかです。標準化ということで幅を持たせていて、上限と下限の間で、それぞれの地域、地方に合うように地方議会で条例化してくださいと。まさにそういう趣旨で、こういうのは非常にいいと思いますね。

問題は、この上限と下限をどうやって合理化するのか。この根拠。例えば例で出ているのですが、12分の1から4分の1という特例率の幅をどのように定めたのですかという話は出てくるかと思うのですね。

同じように、制限税率の話も、例えば前回も出た都市計画税については0.3%ということで定められている。あとは1.2倍とか1.5倍という倍率で定められているわけですね。そうしたときに1.5倍の意味が、何で上限としてそこを定めているのかということが、おそらく後々、問われてくる。どこかで合理性を持って、そうした数値が定められていると思うのですが、そうした制限を定めたときに、制限の数値の根拠について説明責任が問われてくるので、ここはしっかりとした議論をしてほしいと思います。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。それでは、まだご議論はあると思いますが、逢坂政務官。

【逢坂総務大臣政務官】 大変恐縮です。1点だけ。

先ほど持田先生がおっしゃった地方自治体にどういうメリットがあるかどうかということの基本にして判断をすべきというのは、全くそのとおりだと思います。一方で、私は、租特の改正に幾つか関わってみて、国が一方的に全国一律に行う措置というものの、国がそれを行う必要性が本当にあるのかということも判断の1つの基準になるだろうと思っています。

幾つか例を見てみると、ずっと長い間惰性とは言いませんけれども、過去にいろいろな政治的プロセスがあって勝ち取った特例措置なんていうものは、実際、長い間経ってみて、効果があるかどうかということも必ずしも検証されないまま続いているものも無きにしもあらずと感じますので、実際のメリットと同時に、国が行う必要性というの、言わずもがなかもしれませんが、大事なことではないかと思っています。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、この資料の6ページから、論点3というのがありますが、そこら辺についての議論に進めさせていただきたいと思います。

先ほどと重なり合っている部分もあるのですが、ご発言をお願いいたします。どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】 大分、この辺まで議論が及んでいますので、2つ申し上げたいことがあります。

1つは、今、横山先生がおっしゃった粗いイメージのところ、範囲の説明責任という

ことをおっしゃいましたが、これは突き進めると、例えば新築住宅についての特例というのは「最大4分の3までできる」という形で書いて、制度をつくるか、つくらないかということ自体を国が強制しないという形もあり得るのではないかと思います。これはあくまで標準化の例として書いておられるところですが、国としては制度を求めたいが、地方の裁量を認めた方が効果的だというときに、「制度を作らない」ということも視野の中に入れてくるように思います。課税対象の状況が都市部と郡部で大きく違うときに、適用対象も大してないのにあえて複雑な措置を残すということのメリット、デメリットを含めて考えたとき、この幅の範囲内でこれこれの措置を地方が行わねばならない、という形で整理をすることができるのか、という問いです。それに対しては、国が地方に実施を求める特例である以上、ゼロということはあるとあり得ないという反論ももちろんあり得ると思いますので、そこをどう捌くかという論点があろうと思いました。それが1点です。

それから2点目は、持田先生がおっしゃった後半にかかわります。この資料ではあくまでも小規模住宅用地や一般住宅用地を政策税制の中でとらえて例に挙げていらっしゃる、それはA市、B市、C市において、政策目的との関連でこういう柔軟化をするという裁量化、選択をするという例にされています。しかし、持田先生のご発言のご趣旨は実はそうではなくて、この措置というのは、適切な担税力に応じて適切な税負担を各地方で決めていいという考え方に、つながっていて、今日の資料でいうと3ページの下のポツなんですね。政策税制に限定する必要はないのではないかという方にむしろかかわっている論点だという整理はある程度必要だと思います。

私自身は、まだ4ページの表についてこれを完全に理解しているとは言えないところがあるんですが、これをつきつめると、ある措置が特例措置かどうかというややこしい問題を実は考えなければならなくなるわけです。特例というのを租特中心に今議論をしておられましたが、実は固定資産税で言うと、非課税措置とか、あるいは課税標準を半分にするとかいう措置が方々に随分ありますよね。それはある種の公益性に基づいて、例えばお墓の土地は非課税だとか、そういう措置が無数にある中で、これは公共の見地から国が一律に非課税にするものだというものもあれば、政策的に非課税になっているものも多分あるはずで、租特だけでない問題であろう。その中に、特例なのか、それとも特例ではないのかということを考えなければならぬ場面が来るだろうと思います。

私自身は、小規模住宅用地の特例は出自は明らかに住宅政策であったと思います。ただ、ご承知のように評価を7割評価に持っていく過程で、かつてはいわば評価のところでき

加減をして、そこで適切ないわば負担できる範囲の税負担をつくっていたのに対して、評価は科学的な認識としてやろうじゃないか、そしてそれを一律にするかわりに、負担が、持田先生の言葉を使えばそれなりの土地の用途ごとに分けるということを含めて、負担を合理的な範囲にセットするという意味を持つようになった。そういう意味で、この制度というのはおそらく最初生まれたときと今とで性格が違うと思っております。その意味で、ここに例として出すのが最も適切かどうかということがやや疑問であるということと、先生のご意見を踏まえて、私自身はそこも踏み込んでいいと思っておりますが、政策税制とそれ以外の部分というのがある程度不可分に議論の対象になってくることを覚悟せざるを得ないということを指摘しておきたいと思っております。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。今の佐藤委員のご発言について何かありますでしょうか。どうぞ。

【前田固定資産税課長】 前段でお話のあった、まさに粗いイメージで示しています標準化の例ということで、こういうバンド形というか、幅でたたき台的に示させてはいただいておりますが、それを裁量と呼ぶのか選択と呼ぶのか、呼び方の違いはあるにしても、仮にそういうものを導入したときには、どういう形で国は示すべきなのか、それはこういった幅で示すのがいいのか、より単線的なもので示す方がいいのか。これも実は非常に大きな論点になると思っております。今日は、実はその辺のことは事務的にもいろいろ議論はしておるんですけども、わかりやすいイメージをとりあえず提示させていただいたということで、ここの示し方というの、今後の大きな論点になってくるとは承知しております。

それから、お話のありました政策税制とは何ぞやというのは、口で言うのは非常に簡単なんですけれども、今まさに佐藤委員ご指摘のありましたとおり、歴史的に変遷があるのか、単純に政策なのか、そうでないのかというのが割り切れないという部分が実はございまして、今の段階では、まだ抽象的な形で論点にいろいろ整理させていただいてはおりますが、個別具体的に何を一体対象にするのか、しないのかということの議論になってくれば、その辺の分け方というのもいずれ大きな議論といいたいまいしょうか、整理しなければならぬポイントになってくるのではないかと思います。

なかんずく石井委員からもご指摘ありましたとおり、今までなかなかこういう取り組みをやっていなかったということもある中で、わかりやすい制度の示し方ということも、これもまた大きなポイントになってくるのかなと思っております。性格的には全然違う事

柄なのかもしれませんが、何をどういうふうに整理して手をつけていくのかという、そちらの側面とともに、住民の方々、あるいは議会の議論に供しやすいといった観点、そういったものも含めながら、何から進めていくのかということも整理していかなきゃいけないことかなと思っています。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。私、質問なのですが、今、佐藤委員がゼロにすることもあり得るのではないかというご質問についてです。例えば12分の1とか最低のやつを定めた場合に、それにプラス公益による不課税というか、あれはたしか私たち、不均一課税と呼んでいるけれども、公益によって課税しないこともできるという条文でしたか。私、この頃勉強していないので記憶がないのですが、プラスアルファして地方公共団体は自主性を発揮する道があるのですか。

【水野固定資産税課課長補佐】 お答えいたします。今おっしゃられた内容は、資料の4ページになって恐縮でございますけれども、現行制度上、不均一課税はかなり幅広く行われておりますし、先ほど例に挙げました東京都さんの方で行われていらっしゃる条例減免でございますけれども、これもかなり広く行われておりますので、今のところ、並行してそちらの制度も行うことは制度上、可能かと思えます。

ここで1つ追加で申し上げたいんですが、先ほど座長から、東京都の商業地の関係の条例減免は要綱でやっておられるというお話がありましたが、私どもの調べによりますと、その要綱は条例に基づいて要綱をつくっておられるようでございますので、根拠は東京都税条例ということになると思えます。

【碓井座長】 そうですか。条例が要綱に委任している？

【水野固定資産税課課長補佐】 条例がさらに規則に委任してまして、さらにその細目を要綱で定めるというような。

【碓井座長】 では、確認してからまたコメントさせていただきます。どうぞ。

【岡崎自治税務局長】 若干補足ですけれども、今、座長が言われたように、かなり自由に、例えば1つの率で条例を選ぶけれども、それ以外にこれこれの要件を満たすものについては、不均一課税なりでさらにまけるということは十分あるとは思うんです。ただ、4ページで言いますと、右側の「地方が定める地方税制」の方で言うと、不均一課税とか条例減免については、下げるほうの一方向なんです、こっちは。しかも何の制約までできるんです、やる気になれば。一方で、上げるほうの自由というのは、法定外税なんですけれども、これは既存の税と課税標準を同じくして、負担が重くなる場合という趣旨で

すけれども、という場合には、そもそも大臣が同意できないという条文になっておりますし、少なくとも手続的には、大臣に協議して同意が要するというので、上下の方向の、自由と言いながら、大分違うんですね。そういう性格が一方である中で、この左半分にあるような、かなり整理をしようと今手続はしているんですが、これだけの割合でまけなさいという特例はたくさんある世界の中で、右だけでやる自由は限りがあるので、一律で率を決めるような仕組みについて、何らかの自由度が要るんだらうというのがこのもともとの問題提起です。

その際に、今たまたま、さきほどから議論がありますが、一番イメージしやすいというので幅を示しているんですけれども、実はゼロまでできるのか、つまり、特例を置かない自由もあるのかというさきほどの佐藤先生のご質問については、我々も、さきほど前田課長が言いましたが、中で議論しても結論がまだ出ておりませんで、いろいろな考え方があるといいます。ただ、この場でいろいろ議論していただいて、どういうところまで可能なのかという議論は是非していただきたいんですけれども、現実に入るとなると、当面はわりとマイルドな選択から入ってくるのかなと、ということも含めて、そういう気持ちも込めて単純な幅を持たせた例示をしているということです。

それから、先ほど佐藤先生からお話しあった小規模住宅用地ですけれども、確かに全くおっしゃるとおりに奇異だと思います。7割評価になったときに、本来は課税標準が3倍、4倍に上がりましたので、1つには、税率を下げるという選択もあったんでしょうけれども、税率ですと均一税率という建前なものですから、他にも影響するということがあって、かなり無理して当時の4分の1のものを6分の1にしたりしていますので、政策的な税率というよりは、確かに負担能力に応じて、無理無理、課税標準を合わせてきたという経緯がありますので、新築住宅なんかの特例とは、発端は一緒でも大分今は違っているんじゃないかというのは、我々もそのとおりに考えております。

【碓井座長】 どうぞ、大臣。

【片山総務大臣】 今までいろいろご議論いただいたんですけれども、1つのポイントは、中央政府というか国家による自治体に対する課税権の制約をある程度緩和したらどうかというのが1つのねらいだと思うんですね。先ほど来議論があって、下は、例えばイメージの中で12分の1で下限を設けているけれども、これはもっと下にできないのか、これはできます。これは事実上の非課税にしようと思えば、今の自治体がやろうと思えばできますから、是非は別にして。ですから、問題は、今、小規模住宅用地6分の1で頭を抑

えられている、国家の意思として抑えているんですけども、これが本当に全国一律に抑えることが、課税権を制約することが妥当かどうか。田舎だったら、もっと高くしていいというのが実感ですから、そういう意味で課税権を制約しているのを緩和するとか修正するとか、それを選択的にしてはどうかというのが1つのねらいだと思います。

佐藤さんがおっしゃった、では、例えば非課税の分はどうするのか。非課税もこれは国家が課税権を制約しているわけですよ。これは今断固たる意思で制約しているわけですけども、これを例えば緩和、選択性にするかどうか、理屈上はあると思うんですよ。神社、仏閣の土地、墓地も含めて、今非課税ですけども、これは自治体の意思で課税してもいいですよというやり方は、政策論としてはあると思いますけれども、多分現実的にはそうはならないだろうと思うんですね。

だから、そこは相変わらず国家の意思として課税権は制約するということになると思いますけれども、だから程度問題だと思うんですね。今の政策税制とか、持田先生が言われた負担を用途別に塩梅しているという、国家が統一的に一律にやっている、そういう仕組みを、それも課税権の制約ですから、これをもう少し自治体の意思によって自治体が地域の実情を加味しながら変更できるという、そういうことが1つのポイントではないかと思えます。これが1つです。

もう一つは、私、前から問題意識を持っていますのは、税制というのは企画立案という作業があるんですけども、これにはほとんど自治体は今まで取り組んでないわけです。その分は、地方税でありながらも、全部中央、国が決めているわけです。若干の減免とか、それはあるにしても、基本的には大半のことは企画立案に属することは国が、中央政府が決めていますから、これをもう少し自治体が企画立案に取り組むということが本当は必要だろうと思うんですね。これが政策税制の企画立案であったり、場合によっては、峻別はできないにせよ、負担の塩梅についての企画立案であったり、負担のバランスを考える、用途別、用途間の塩梅だったり、固定資産税で言いますと、資産間の塩梅だったりいろいろあると思うんですけども、そういう政策税制とか負担調整、広い意味での負担のバランスをとることについて、もう少し自治体に取り組める余地があってもいいのではないかと。

そうすると、清原さんがおっしゃったように、例えば耐震化のまちづくりをするときに、固定資産税というものをもっと活用するという。国のリジッドな住宅用地は6分の1、新築住宅は何分の1という、そういうリジッドな制度にとられるんじゃないかと、もっときめ細かい政策方向と合致した税制が仕組めるのではないかと。そういうことを少し、トレー

ニングという失礼ですけれども、やり始めたらどうだろうかというのがポイントにあるんですね。そこで、この住宅用地とか新築住宅の軽減措置が一例として前回も今回も出てきているのは、そういうことなんです。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。それでは、10ページから11ページにかけて、同じような、今までの事項が繰り返し出てきますが、真新しいものとしては、交付税措置との関係などが掲げられているんですが、この辺も含めて全体、前の方に遡っても結構ですし、ご意見等ありましたら出していただければと思いますが。井手委員、どうぞ。

【井手委員】 交付税との関係を少しご説明いただきたいというか、確認をさせていただきたいんですけれども、理解の仕方なんですけど、基本的に、もしもここで減免措置を自治体が自由にやれるというか、例えば減税を自由にどんどんやっていけるようにしたとすると、先ほどの石井知事がおっしゃったような課税標準、つまり広い意味での、圧縮率の意味での課税標準ですけれども、この課税標準からの減額がどんどん大きくなっていってしまうと、今度は基準財政収入額の方にあからさまにはね返っていってしまうわけですね。その問題をどういうふうに考えておられるのかということをお伺いしたいんですね。

そうすると、減税をすることによって基準財政収入額が小さくなっていってしまえば、結局、交付税が大きくなっていくわけだから、自治体としては当然、そういうふうにするインセンティブというのを持ってしまうわけですね。そのときに、今回、この議論というのは、そういうことを想定して、そういうふうになるということを前提にお考えになっているのかどうかということをもまず先に確認させていただきたいんですけれども。

【碓井座長】 これは最も重要な。どうぞよろしくをお願いします。

【前田固定資産税課長】 10ページの矢印のところにも書いてありますとおり、標準的な軽減率等に基づいて算定することが適当ではないかと言っているのは、まさに交付税自体は、今回の標準税負担軽減措置によって左右されない、算定としては中立的であるべきではないかという考え方でございまして、井手委員のおっしゃられたように、地方税の軽減率を動かすことによって交付税が増えるだ、減るだということはないようにするべきではないかという前提で私どもとしては考えているところでございます。

【井手委員】 ありがとうございます。ということは、ここで先ほどの粗いイメージの中で出てきている範囲がございましてね。この範囲の中で率を動かす分には一定の交付税

が確保されるという理解になっているということでございますか。

【碓井座長】 お願いします。

【水野固定資産税課課長補佐】 お答えいたします。これも考え方でございますけれども、例えばの方法でいくなれば、今の標準税率と同じように、標準化の例えば小規模住宅用地、12分の1から4分の1とありますけれども、この中のいずれかのところでいわゆる標準特例率というものを決めて、それに基づいて交付税を算定するやり方は1つのアイデアとしてはあり得るのかと思います。

【井手委員】 なぜこれをお伺いしているかという、別に地方のために交付税を確保しろと言いたいわけではなくて、標準税率の話なんですけど、もともとなぜ標準税率があるかというのを考えたときに、上の方というのは、結局、法人住民税なんかを考えれば、占領期を見ていると、どんどんこちらの方に、投票権がないものだから、税率を掛けていく、税負担を掛けていくというのがあって、上の方、制限税率を設けようと。一方で、下の方は、個人住民税に関しては、どんどん減税をしていくというインセンティブが働いてしまうものだから、これは起債でもって、あまりにも下げるところには起債できないようにしようと、うまくそこで上と下に枠をはめて、その範囲に収まるように持っていつているわけですね。もしも今回のこういう形で制度を新しく変えていくとすると、何らかの形でこの措置に対しても上と下で枠をはめていかないと、自治体にしてみれば交付税との関係で率を動かしていくというインセンティブを持ってしまうのではないかということをお私少し懸念しています。

その意味で、もしこの範囲内で動かすのであれば、例えば既存の交付税の額がある程度保障されますというのが前提であれば、その範囲の中で自由に率を動かすということはある程度あり得るのかなとも思いますが、もしそうでないような制度設計であるとする、非常に歪んだ動かし方というのが生じてしまうのではないのかなというのを考えているんですが、その辺をその意味でどのようにお考えなのかというのを伺いたくて質問しました。

【碓井座長】 お願いいたします。

【水野固定資産税課課長補佐】 委員おっしゃるとおり、交付税への影響というのは基本的にあるべきでないと考えておまして、先ほども固定資産税課長からも申し上げましたとおり、減税すれば交付税で何か得になる、損になるといったことがないようにするために、やはり交付税算定のために用いる標準的な率というのを1つ決めるべきではなかろうかということをお今考えております。

【碓井座長】 どうぞ、清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。今の井手委員のご質問に関連して申し上げます。

平成22年度リーマン・ショック以前の不交付団体数が全国約1,800の自治体のうち179団体ありました。人口比率で全国民の約30%を占めるとされましたけれども、平成22年度の算定では不交付団体が75団体に激減したということで、全国の自治体の中で不交付団体が4.2%というのは、やはり不交付、交付と分けていても、ほとんどが交付団体であって交付税措置をあらかじめ予算を立案するときに前提とした構造になっていると思うんですね。ですから、不交付団体であり続けることの決意をしていくというのは、数少ない不交付団体である三鷹市としては大変重い現状があるので、今ご説明いただいたように、減税する方向で働く場合にそれを交付税措置の対象とはしない方向で考えているということは大変重要なポイントだと思います。

不交付団体も交付団体も平等に自治体経営に努力をしなければいけないと考えておりまして、交付団体の方が不交付団体よりも一層、減税的な取り組みをするということが加速化すれば、それはとても残念な状況だと思いますので、今の事務局のお考えというのは大変重要だと思います。

あわせて、この頃、国も社会保障費の負担が大変大きな課題になっていて、だからこそ税制についても東日本大震災の被災地支援のことも含めて、今ある財源の中で考えるのではなくて、新たな税についても検討されているというのは非常に現実的だと思うんですが、今回の自主・自立の税制ということが、ぜひ不交付団体を増やす方向で機能するということが念頭に入れていただければありがたいと思います。以上です。

【碓井座長】 持田委員、お願いします。

【持田委員】 論点5に関連することですけれども、基本的にこのラインでいいと思います。つまり、税の世界と交付税の世界を遮断するという方向はいいと思うんです。

ただ、そのことと、実際にもし両方がつながったときに、交付団体がなまけるかどうかというのは別の問題だと思います。これは数年前ですけれども、全市町村の未公開データを使って固定資産税の実質的な負担率と交付税の受取額の関係性を調べたことがあります。それを見ますと、交付税の方が地方税収入より多い団体ほど評価率が高いという結果が出ています。評価率というのは土地評価率ですね。つまり、地方税の税率で負担水準を決定するというよりも、土地評価率、公示価格に対する課税標準の評価率で負担水準を調整していると考えれば、交付団体の方が評価率が高かったという結果が出ています。法律上、

両者を遮断するということが正しいということと、交付団体が減税のインセンティブを持っているということとはちょっと別だと思います。

【碓井座長】 私たちは交付税そのものについて立ち入ることは難しいのですが、財政課長さん、何かコメントはありますか。

【黒田財政課長】 今の議論の段階では、まだ何とも申し上げられないと考えておりますが、多分この粗いイメージに対しては2つ考え方があり得ると思います。それはまさに議論の選択の結果に交付税は従属すると考えておりますが、1つは今例えば小規模住宅用地を6分の1としているものを、12分の1から4分の1の範囲でやりますということをストックスタンダードとして税の体系の中に組み込めば、交付税の算定の仕方は多分2つのやり方があって、4分の1から12分の1の範囲で是とするとやっているわけですから、この範囲の中で選択するのであれば、その選択結果に沿って交付税を算定しても構わないという考え方はあると思います。

もう一つの考え方は、先ほど来出ていますように、4分の1から12分の1にしますけれども、さらにその中の標準として6分の1という概念をもう1個作れるかどうか。もしそれを作った上で、それが交付税の標準なんだということであればそれに沿って算定すると。ただ、そうしますと6分の1よりも高いところと低いところで損得が発生すると。それから、先ほど来出ていますが、交付団体とはいえ25%分の留保財源分は、より減税をしますと自分のところの財政にのしかかってくるので、その損得をどう考えるかということがみんなセットになってきますので、やはり基本としてはこの12分の1から4分の1という議論と、6分の1の関係をどのように体系上整理していただくかによって、かなり交付税の算定というのはそれに引きずられてくると考えております。

【碓井座長】 財政課長さんが、よく整理してくださいまして、大分すっきりしてきたと思います。本当は議論したいんですけども、後に譲らせていただきまして、次に、資料3に基づきまして、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大について、天利課長補佐さんからご説明をお願いいたします。

【天利都道府県税課課長補佐】 都道府県税課の天利でございます。私からは、資料の3に基づきまして、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大についてご説明をさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして資料の1ページでございますが、こちらは平成23年度の税制改正大綱の抜粋を掲げてございます。この中で「地方自治体の執行」の責任の

拡大のための事項という中に、この消費税・地方消費税の賦課徴収に関する部分を付けておきまして、具体的には、消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進するというのが1点。それから、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について検討するという2点を掲げているところでございます。

2ページ目でございますが、これは簡単にですが、地方消費税の賦課徴収について、現行制度についてまとめたものでございます。地方消費税の賦課徴収につきましては、1つ目の丸にありますとおり、地方税法上、国内取引に課される譲渡割については都道府県が賦課徴収する。貨物割これは輸入品に課されるものですが、これは国（税関）が行うということになっておるわけでございます。2つ目の丸にありますとおり、地方税法の附則によりまして、納税者の便宜等の観点から、当分の間、消費税とあわせて国が賦課徴収するということになってございまして、3つ目の丸にありますとおり、都道府県は国に対して徴収取扱費というものを支払っているという制度になってございます。

こうした制度をとらえまして、矢印のところでございますが、自ら賦課徴収をしていないということを理由に、地方税にふさわしくないのではないかとといった批判があるところでございます。

続きまして、3ページでございますけれども、こちらは現行制度の中で国税、都道府県税、市町村税、いわゆる三税と呼んでおりますけれども、その三税の税務行政運営上も相互に協力するべきであるという通知を、私ども三税協力通知と呼んでおりますけれども、発出をいたしておきまして、その中身についてのご説明でございます。

2つ目の丸にありますとおり、この通知の中では例えば所得税は国税でございましてけれども、市町村が確定申告書を收受していただきたい、あるいは納税相談に応じていただきたいということを書いていたたり、国税、地方税の資料情報については、相互に活用してくださいということで協力するべきということとされてございます。

ちなみに、この收受という言葉でございますけれども、一番下のところに簡単に説明書きをしておりますけれども、これは法令上の用語というよりは実務上の用語ということでございますけれども、申告書を事実上受け取るという行為を指す用語として実務上、使っております。例えば所得税や消費税の申告書の場合は、これは当然国税でございまして、税務署長が申告書の提出先になってございましてけれども、これを例えば都道府県や市町村が事実上の收受という形で受け取ったものにつきましては、これを例えば都道府県や市町村が税務署長に取り次ぎをするということをした上で、法的に有効な申告としていわゆる受理と

いう形になるという流れになってございます。

2つ目の丸のところに戻っていただきまして、この収受の取り組みでございますけれども、矢印のところを書いてございますように、実は所得税の確定申告書につきましては、おおむね2割程度が市町村によって収受がされているという現状にございます。

続きまして、3つ目の丸でございますけれども、これからご議論いただく消費税・地方消費税につきましてでございますが、こちらにつきましては、国税と地方税、それぞれ消費税と地方消費税合わせてでございますけれども、ここに5つほど掲げてございますようなことにつきまして、協力すべきことということで通知に書いているところでございます。

具体的には、申告説明会の開催でありますとか広報の推進、あるいは先ほど出ました申告書の収受、申告用紙の備え付けといったことを協力するべきであるということを書いてあるところでございます。

1点付言申し上げますと、ここの説明のところにありますように、上から2つ目の広報を除きまして、個人事業者についての消費税・地方消費税について、こういった協力をすべきこととなっているところでございます。

続きまして、4ページでございますけれども、4ページと5ページは、この三税協力通知等に基づいてどういった協力の取り組みを行っているのかという実態についてまとめたものでございます。これは平成22年度の数字を、岩手県と宮城県と福島県を除いた44団体ベースで集計しておるものでございますが、この表と上の説明書きを対照して見ていただけたらと思います。

税務広報等につきましては、これは都道府県では9割程度が行っているということになっておりまして、一方、収受につきましては、10団体程度がいわば体制を整えている、持ってきたら受け付けますよという状態にはなっているわけでございますが、収受件数は推計値も含めて都道府県では243件、下の参考のところを書いてございますが、全体で平成21年度の消費税等の納税申告件数が333万件ということですので、かなり少ない数字にとどまっております。

続きまして、納税相談につきましては税理士法50条の許可といったものをとる形をとりまして、19団体が相談を受け付けるといった体制を整えているということでございます。

このほか、一番下の参考のところを書いてございますけれども、消費税・地方消費税の未納対策ということの取り組みの1つでございましてけれども都道府県の中の41団体、約

9割が建設工事に係る入札参加について、未納がないことを条件にしているという状況でございます。

続きまして、5ページでございますが、こちらが市町村の取り組みの状況ということでございます。こちらも税務広報につきましては1,114団体、7割が行っているという状況でございます。収受に移りますが、こちらは都道府県に比べれば多いのでございますが924団体ですので57%、半数をちょっと超える程度ですが、この団体が体制を整えておきまして、収受件数は1万3,383件、推計値を含んでおりますがこういった数字になってございます。先ほど申し上げました所得税が2割程度、市町村で収受しているという件数に比べると、かなり少ない形にはなってございます。

それから、納税相談につきましてはこちらは74%、1,206団体が体制を整えているということになっております。

それから、一番下の丸のところにありますけれども、実際、申告説明会とか収受とかやっていない団体に対しまして、どういったことが実施に当たっての課題になっているかということをお聞きすると、やはり人員不足であるとか、専門知識を要する職員の関係とか、こういったことが挙げられてございます。都道府県と同様に参考で付けておりますけれども、入札参加資格に消費税・地方消費税の未納がないことを条件化しているところは、市町村で言いますと8割程度ということになってございます。

こうした実態を踏まえまして、6ページでございますけれども、この消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割についてどのように考えるのかということをお簡単にまとめた1枚紙でございます。上の四角囲みにありますとおり、まず1点目、地方消費税が地方税である以上「執行の責任」の拡大という観点に立った場合には、地方団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすということは極めて重要であるということが1点。

それからもう1点は、地方団体は住民に身近な存在であるということでございますので、税の徴収に当たっても窓口になっていただくということで、納税者の利便性の向上に資するのではないかということが考えられるということでございますので、3つ目の丸にありますとおり、この2つの観点、つまり「執行の責任」の拡大、それから納税者の利便性の向上という観点から、その消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に向けて取り組みを進めていくということで、具体的に下に1、2と書いてございますが、こういった取り組みを進めていってはどうかと考えてございます。

まず1点目でございますが、「地方団体による当面の取組み」と書いてございます。先ほど申告書の收受あるいは納税相談等について、実態調査の結果をご報告申し上げましたけれども、まだまだ協力いただいてない団体もありますので、そういった体制をしっかりと取り組んでいただきたいということでございます。矢印のところにありますように、総務省としても、先ほどの実態調査等の結果をフィードバックするなりして、積極的に情報提供を行って、こうした取り組みをやっていただきたいということをやっていくとか、あるいは国税当局で何らかの協力が必要であるならば、協力もいただきながら、取り組みの推進を図っていく。こういうことがまず当面の取り組みとしては必要なのかなと考えてございます。

一方で、今後の検討課題ということでございますが、先ほど税制改正大綱にもございましたが、これまでの法律の枠組みの中で收受や納税相談をするだけではなくて、法律の改正が必要になってくるわけでございますが、地方団体が自らの業務として申告書の受理等を行うということの制度についても検討してみてもどうかということございまして、矢印にありますとおり法制面と実務面の両面からこうした検討をしていくということをしてはどうかということでございます。

続きまして、7ページ以降でございますが、こちらが先ほどの2番目にありました受理を行うという制度を検討するに当たって、どういったことが論点になってくるのかというものをまとめたものでございます。

まず、論点の1点目でございますが、現行におきましても、地方団体は事実上の申告書の受け取りという收受という取り組みを行っているわけですが、それにとどまらず、法的に受理を行うということについての必要性というのがどこまであるのかということについてまとめたものでございまして、大きく3つほど二重丸の四角を書いてございますけれども、1点目が執行の責任の拡大という観点から考えたらどうかということございまして、消費税・地方消費税の賦課徴収について、地方団体が納税者たる住民と直接向き合うためには、事実上の收受のみではなくて法的な受理を行うこと。具体的には、括弧のところに書いてございますが、受理を行うということになりますと、申告書が有効な要件を備えたものであるということを受け付ける必要があるもので、より責任を持った対応が必要になってくるということがございます。こういったことから、受理を行うということが考えられないかというのが1点目でございます。2点目は、納税者の利便性の向上という観点からすると、どういったことが考えられるのかということでございます。

1つ目の丸にありますとおり、収受のみではなくて受理を行うことによって、どの程度利便性が向上するのか。下のところに若干小さめの字で、収受だけしか行えない場合にはどういう課題が生じるのかということをも2つほど例を掲げておりますけれども、納税者が一旦地方団体に対して申告書を提出したという場合においても、単なる収受でありますと、国税当局に回されたときに受理がされずに、その申告書の修正が求められるといったことが可能性として考えられるかということが1点でございますし、もう1点としましては、地方に収受されたものが国に対する転送が遅れましたということで、期限内の申告ができなくなって延滞税が徴収される、こういったおそれも課題としては発生しようかということでございます。

納税者の利便性の2つ目の丸のところでございますけれども、納税者が申告期限までに消費税と地方消費税の申告書を国、県、市の窓口のいずれかに提出することができるということになれば、これは納税者にとっての窓口の拡大ということですので、利便性が向上するのではないかと考えられるところでございます。

一方で、3つ目の二重丸のところでございますけれども、国、地方を通じた税務行政の効率化の観点という面から見たときにどうかというところでございますけれども、1つ目の丸にあるように、例えば確定申告時期でありますとか、そういった申告書が提出されるのが多い時期、税務事務が集中する場合におきましては、窓口がある程度分散化されるということになれば、効率的な事務執行が可能になるのではないかとということが1点考えられようかと思われまます。

一方で、これは論点5のところでもう少し詳細に見ていただきたいと思っておりますけれども、実際に地方が受理をすることになりますと、体制の整備が必要になってこようかと思われまますので、その点についての観点も必要であろうということでございます。

続きまして、8ページをご覧いただけたらと思っておりますが、一方で、国税である消費税の申告書を地方団体が受理するということが一体どういうことであるのかという法的整理が必要になってくるのかなというところでございまして、ここでは参考になり得る事例を3点ほど掲げているところでございまして、国税であります地方法人特別税、こちらはもとと法人事業税を引き下げて創設した経緯もございまして、国税である地方法人特別税を都道府県が法人事業税とともに徴収しているという例でございますし、個人の道府県民税につきましては、都道府県税の賦課徴収を市町村が実施しております。

一方で、たばこ税の手持品課税という事例もございまして、こちらは※のところ

に書いてございますが、たばこ税が引き上げられた場合につきまして、たばこの小売販売業者が所持しているたばこについて引き上げ相当についてたばこ税を納める、こういった経過措置がございますけれども、この場合には、国と県と市とそれぞれたばこ税がございますけれども、いずれかに対してまとめて申告することが可能という経過措置を置いているといった事例もございます。

それから、8ページの下でございますが、地方団体と一口に申しまして、都道府県と市町村をどう考えるかということでございまして、都道府県については、地方消費税の課税団体である以上、やるのであれば受理を行うことができるようにするべきではないかということが考えられる一方で、市町村は課税団体ではないことについてどう考えるのかという論点があるかと思えます。ここでは、交付金が2分の1ほど市町村に配分されているということ。それから、現に、消費税・地方消費税の収受を実施していることということから、受理を行うことが望ましいのではないかとしつつも、一方で、職員数が少ないなど、体制が整わないところもあるということをどう考えるのかというのが論点になってこようかと思えます。

それから、9ページでございますけれども、地方団体が受理するとしたときに、すべての申告書を地方団体で受け取るようにするのかどうかという論点があるかと思えます。特に1つ目の丸にありますとおり、現在は三税協力通知に基づくいわゆる収受も法人は別にしておりまして、個人事業者に限定されているということになっていることから、今回、受理の制度を導入する場合であっても、その範囲をどうするのかという検討が出てくるのではないかと。2つ目の丸にあるように、規模等によって限定するということも考えられるのではないかと。ということでございます。

続きまして、10ページでございますけれども、先ほど若干申し上げましたけれども、地方団体が受理を行う場合の体制整備のあり方ということでございまして、現在の取り組み状況は、先ほどのように、それほどすべての団体がやっているわけではないという中で、すべての団体が地方団体が受理を行うとなったときには、どのような執行体制が必要になってくるのか、それにはどの程度コストがかかるのかというところが実務的には実は大きな論点になってこようかと思っております。特に職員の関係でございますが、専門知識の習得のため、職員教育をどのようにやるべきなのかというところが問題になってこようかと思えますし、また国と地方の間での国税と地方税の間での税務情報の共有する仕組みでありますとか、こういったどういう協力体制をとっていくのかということを大きく検討

していく必要があるのではないかというところでございます。

最後に、論点6でございますけれども、一方で地方団体が消費税・地方消費税の受理を行うという制度を仮に導入するとした場合には、他の国税、所得税等についてですが、これについてどういうふうを考えるのかという論点も引き続き出てこようかと思えます。その際には、先ほど出てまいりました論点5の地方団体の体制整備でありますとか、税分野の情報連携の状況、番号制度の導入等も見据えてということになるろうかと思えますが、こういったことを踏まえていく必要があるのではないかというところでございます。

以下、11ページ以降は、参照条文等の参考資料ですので、適宜ご参照いただければと思います。説明については以上でございます。

【碓井座長】 ありがとうございます。これからご質問やご意見をいただきたいと思いますが、石井委員が飛行機の都合がありますので、まずご発言をお願いいたします。

【石井委員】 大変丁寧なご説明をいただいたんですけども、私はいずれにしても、地方消費税について、地方団体が納税者と直接向き合う機会を増やす方向で議論すべきだと、この大きな方向は賛成であります。

ただ、申告書の法的な受理について、私ども、今回少し調べてきたんですが、例えば富山県の場合は、県税事務所を1カ所に集約しているんですね。全国を見ましても、都道府県だと県税事務所の数よりも税務署の数の方が多いという県が大部分なんです。ですから、納税者の利便性ということを考えると、申告書を法的に受理するのは結構だと思いますが、その場合は市町村に参加してもらわないと、あまり利便性が高まらない。特に、政令市とか中核市みたいなところは当然税務署がありますから、あえてどうかという議論になりますよね。そうすると比較的過疎地とか農村地帯みたいなところの市町村が関与しないと利便性があまり高まらないのかなと。そうするとさっき事務局がおっしゃった体制整備の問題とか、徴税コストがやたらかかるんじゃないとか、その辺が心配になります。

私はそういう意味では、今事務局でご説明になった9ページの論点4の2つ目の白丸、例えば事業者の規模によって受理する事業者の範囲を限定する、一例として簡易課税事業者というのを挙げてありますけれども、これですと先生方ご承知のとおり、みなし仕入れ率が決まっていますから、計算が非常に簡単にできますので、割と小さな市町村でも対応できやすいと思いますし、納税者から見ても割合、そこは利便性が高まるのかなと思っておりまして、もちろん、できるだけ地方が窓口を広げたほうがいいとは思いますが、現実的にはそういう感じがとりあえずはしております。

それから、元に戻って悪いんですが、さっき税率の幅を広げたときに、地方交付税上、どうなるかという議論があつて、財政課長さんからは、大変分権の時代にふさわしい、幅でやるという考え方もあるというご披露がありましたけれども、私はやっぱり今、全国知事会でもそうですけれども、交付税総額そのものの確保が非常に難しい時代なんですね。そういう時代に幅で負担軽減したり増税したりする、そういうふうにするという方向は大いに結構なんですけど、一番下まで下げたときも、例えば12分の1にしても、それはやはり2分の1にしたところと同じように、交付税の計算上は同じ、例えば12分の1のところは12分の1で基準財政収入額を計算するというのは、ちょっとモラルハザードになるかなという気がしますよね。

実際には、さっき持田委員が言われたように、富山県を見ましても、本当に財政が苦しい市町村は田舎の市町村、過疎の市町村でも固定資産税を標準税率よりも上げているんです。やっぱり苦しいんです。だから、そういう現状の中で、えらく政策減税をしても、交付税がある程度付いてくるという感じにならないように、私はむしろしてもらった方が。だから、そこはまさにその自治体の政策判断で、税収が減っても交付税の補填はないけれども、それは政策としてやるんだというので、それはそれで筋の通った話なので、そこまで交付税で付き合うというのは、必ずしも私は賛成できないなと思っております。以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。最初の方の県税に関する事務所が極めて集約されている結果、納税者と直接向き合うのに極めて難しい状況にある。そういうところからいくと、税務署がないことはもとより、県税の事務所もない。要するに、小規模の市町村ほど逆に向き合う必要があるという、これはコストとも関係して大変重要なご指摘がありました。どうもありがとうございました。

それでは、他にご意見をいただきたいと思いますが、キーワードに受理というのがあるんですが、その辺、当然、櫻井委員はご発言したいと思います。どうぞ。

【櫻井委員】 ありがとうございます。お察しのとおりございまして、非常に法律論ばいというか、それはそれでおもしろいなと思って伺っておりましたけれども、一般的な理解では、特に行政法で教えるときは、行政手続法の議論を踏まえてやりますので、行政手続法自体は、受理という実務上の概念を撲滅するために作った法律なんだよということで話をしております、そういう意味では、この收受と受理という使い分けは、收受は事実上のものであるというご理解なんだろうと思うんですけれども、ただ、どうですか、後ろ

の方で出てきましたけれども、收受の場合だとどういう問題があるかというので7ページに指摘がございましたけれども、法的な効果が生じないんだという説明なんです、例えば後日、国税当局から修正を求められる可能性があるというのは事実上のものなので、別に受理だから、收受だからという話ではおそくないのではないかと思います。

それから、納付期限を超えてしまうというのは、これはそれこそ一般論との関係で言うと、申告書を提出しているにもかかわらずどうして納付期限を超えることになるのかというのは、一般論との関係では説明がつかないところであり、では、收受後国へ行くまでの間、一体的にどういう状態なのかということになるので、そこは地方税法に独特のやり方があるのかもしれませんが、説明をいただかないといけないのかなと思います。

それからあと、多分、8ページ目で、国税である消費税の申告書を地方団体が受理する場合にどういう意味があるのかということなんですけれども、結局のところ突き詰めていきますと、国税についての申告書を自治体が受け取って、それが法的にも意味があるんだということにするということになりますと、国税に関する一種の下部組織ということになるので、下部というかどうかは別としまして、やっぱりそういうふうに説明せざるを得ないことになるんじゃないかと。あるいは、第三の説明が可能なら、それはそれで結構なんですけれども、そこが疑問があるということです。

それから、10ページ目に行きますと、国と地方との間で協力体制とありますが、何となく夢物語みたいな感じもしないでもなくて、そんなこと、本当に実務的にできるんだろうかという感じがするということです。

それから翻って、地方消費税について、他方で貨物割の方は税関が行うということですから、これはこれで逆の意味でどういう説明をされているのか。それ以外のやり方はなかなかないと思いますけれども、それもお伺いしたいというところでもあります。

【碓井座長】 大変たくさんの質問がありましたが、お願いします。

【天利都道府県税課課長補佐】 まず、ご指摘いただきましたように、收受と受理という言葉につきましては、これは法律上の用語というよりは、実務上、そういうふうに使っているというところがございます、法律上はあくまでも申告書の提出は税務署長に行うということになっているところがございます。

したがって、先ほどご指摘ありましたけれども、收受と受理との間の課題の例のところを引いてお話がございましたけれども、地方にまず申告書が收受されました。そこから国に転送されるまでの間というのは、おそらく法律上は申告を既に税務署長に提出した

という状況にはなっておりませんで、それが税務署長のところに到達して初めて法律上の要件を満たしていくということになるかと思いますので、そこは実務上の收受と受理との違いということになってくるのではなかろうかと考えておるところでございますので、そういった意味では、例えば2つ目のポツにあるような転送が遅れた場合というのは、まだ申告は税務署長になされていないという状態になっていると理解されるのかなと考えているところでございます。

それから、2点目でございますが、国税である消費税を受理する場合の法的整理として、国税に関する下部組織といましようか、そういった取り扱いになるのではないかといたところでございますが、ここもどのような制度を仕組むかによって説明の仕方も変わってくるのではないかと思うところでございますけれども、現行におきましても、例えば今の地方消費税の徴収についても、地方が国に対して徴収取扱費を支払うことによって、国税当局が地方消費税を徴収するとか、そういった仕組みというのは他にもあるようでございますので、この辺りの事例等を参考にしながら、説明の仕方、あるいは制度設計のあり方というのを検討させていただければと考えるところでございます。

それから、論点5のところがありました体制整備で、国、地方間の協力体制のあり方等々につきまして、実務的に本当にどこまでどういうふうにできるのかという観点でございますが、まさしくその点につきましては、この場でのご議論も踏まえつつ、あるいは実務レベルで実際の徴収現場等の話も聞きながら、検討を深めていかなければいけない大きな問題だと思っておりますので、その点、検討させていただけたらと考えてございます。

それから、最後、貨物割についてご指摘ございましたけれども、おっしゃられるとおり、この点につきましては、税関で徴収しているという面がございますし、そういった意味で地方税法の本則においても国が徴収するとなってございますので、この点については、今回の検討の対象とはしていないところでございます。これをどういうふうに説明していくのかということにつきましては、譲渡割についての制度のあり方、説明のあり方と併せて検討させていただきたいと考えてございます。

【碓井座長】 どうぞ。

【櫻井委員】 收受と受理の実務上のやり方はわかっているので、要するに、現状、どうなっているかということで、行政手続法が丸ごと適用除外になっているとすると、一周遅れの仕組みですよということを言っているだけのことで、それは到達主義ですから、公的な施設として認めて收受を認めているということになるとすると、そこから効力が発生

していると考えないと、法制度の水準からいうとそういうことになるのではないかということが言いたかったということです。

それから、今日の論点じゃないんですけども、入札の仕方のところで未納者をリンクさせるというご紹介がございましたけれども、滞納対策はこういうのがすごく効いて、「権限の連結」という議論になります。直接関係のない法律を連結させて、違法駐車もそうなんですけれども、車検証を出さないぞと言うと、みんなちゃんと放置違反金を払うという仕組みになっていまして、そこはむしろ積極的に法律を作ってしまうと、法治主義の下で正当化されるので、こんな入札だけじゃなくて、もっといろいろなバリエーションがあると思うので、考えられるとよろしいのではないかと思います。

【碓井座長】 どうぞ。

【杉本市町村税課長】 今の受理、收受の細かいところはございますけれども、もう一つ、地方税法の中の類型で、例えば個人住民税につきまして、これは、すべての納税義務者に対して申告義務を一応課しているわけです。他方で、確定申告書を所得税で提出した場合には、その確定申告書を提出した日に住民税の申告書を提出したものとみなすという規定があることで、言ってみれば、確定申告書を出してもらえば、住民税の申告書を出したと同じにみなされる効果を生んでいる例もありますので、1つには、ここは書いてないので恐縮ですけども、そういった例もあるかなと思っております。

【碓井座長】 今の收受、受理という言葉はともかくといたしまして、経由機関という言葉を使っているかどうかわかりませんが、例えば市町村の役場に提出があったときには国税の事務所に申告があったものとみなす、そういうみなし規定というのは幾らも他にもあるわけですし、制度化するときはそんなに問題ではないと思います。

それから、櫻井委員がご指摘になった行政手続法の考え方との関係で言えば、今、形の上では全部適用除外に確かなっているのですね。問題はここで受理という言葉を使っているときに、窓口の職員が申告の内容にどこまでタッチするということを想定してこの議論をしているのか。私が税務署に持っていくとき、私の申告内容は別に向こうがチェックしているわけではありません。後日、更正処分を受けるリスクがあるだけの話なのです。ですから、今日の資料を出しておられたときにどの程度のことを期待しているか、それが大きいと思うんですね。それわかったら教えてください。

【天利都道府県税課課長補佐】 実際に收受の実態調査をさせていただいたときに、どの程度のことを受け取る時にしているんでしょうかということを経験した団体について

みたところですが、単に受け取るだけというところよりも、やはり持ってこられた以上は、何らかの相談なりを受けることがあるんだというのが実態としてあるようでございますので、資料の4ページ、5ページに書いてございますけれども、税理士法の許可を得て納税相談を行うと、こういった取り組みを行っている事例というのがそれなりにあるということでございますので、そういった意味では受理を行う以上は、そういった納税相談を行うというのがある程度前提になってこようかと思えますし、執行責任の拡大の観点から、納税者といかに向き合っていくのかというのをいかに拡大していくのかというのがポイントになってこようかとは思っております。

【碓井座長】 既に予定の時間を過ぎてしまっているのですが、どうでしょうか。まだご発言したい方が。二、三分いいですか。持田委員の発言を伺ったほうがいいですね。どうぞ。

【持田委員】 時間がないので、論点5について意見ということで言わせていただきます。賦課徴収について地方が関与するという、基本的に方向性はいいと思うんです。けれども、やはり税務コストがかかりますので、徴収コストを具体的に把握した上で環境整備を行うべきではないかと思えます。

今日お示しいただいた資料の2枚目に、徴収取扱費が100億円と書かれていました。これは消費税の税収で割ると大体0.4から0.5%ということで、他の地方税、例えば個人住民税に見られる徴収取扱費よりも低いと思えます。ただ、申告の收受あるいは受理を本格的に地方団体がやるとすると、例えば神奈川県ワーキンググループが推計していますように、年間、電算関係以外の経費で30億円という推計が既に出ています。これは、神奈川県の地方消費税収の割合で割り戻すと、全国レベルで言うと476億円になるわけですね。今の地方団体の置かれている財政状況からすると、とても負担できる金額ではないと思えます。したがって、既存の税の徴収体制に1つは相当効率的な、革新的な取り組みを入れるということと、場合によっては人件費、電算費用は暫定的に、国が補填してもいいのではないかと思えます。

例えばカナダの地方消費税で、去年、ビッグニュースがあって、オンタリオ州とブリティッシュコロンビア州が加入するというニュースが世界を駆け巡ったわけですが、その税務行政コストは全部連邦政府が負担しています。

【碓井座長】 他の委員。では、佐藤委員。

【佐藤委員】 方向性として市町村がかかわる場を増やすということは間違っていない

と思います。しかしながら、これだけの問題とコストを考えて受理まで行うということは、他方で e-Tax が国税で進んでいるということまで考えると、申し訳ないけれども、これは周回遅れの議論になりつつあると思います。地方がやるとしても、先ほど知事が指摘してらっしゃったように過疎地でないと本当はあまり意味がないということまで考えると、コストパフォーマンスを考えたときに、そんなに急いで推進すべきことだとは私はあまり積極的には残念ながら思っておりません。とりあえず、感想だけ申し上げます。

【碓井座長】 青山委員。

【青山委員】 持田先生たちがおっしゃることはとてもよくわかるんですが、私は新聞記者的な文脈で考え過ぎているかもしれませんけれども、例えば先月なんかは、大臣が税と社会保障の一体改革で脂汗流しながらやっているわけですよね。消費税をこれからどういうふうに上げていくのかというときに、完全に地方の財政需要がカットされていたので大騒ぎになったわけですが、これから先、消費税を国と地方の社会保障のために上げていくときに、地方自身も相当な脂汗を流すというか、姿勢というところちょっと精神論ばいんですけれども、そういうことは必要だろうなと私もやっぱり思うんです。今まで要求して使うだけだと、汗流しているのかといつも言っていた問題。逆に言うと、お金さえ払えばいいかなという問題とも絡むかなと思うんですが、そうすると、この消費税は今の現行の枠組みでいくと、国と地方で共同で運用していくんだということを示すならば、これを何とかやったほうがいい。ただし、地方団体側の反応を考えれば、何でこんなことをやるのということに絶対なるんですよね。だから、その趣旨をこれからの社会保障改革のための税源、財源を作っていくんだという趣旨をきちんと国と地方で共有しなければ、多分、動かないだろうなという気がします。多分この手のものは、これから動いていく国・地方協議の場などで共有していくものじゃないかなと思います。

さらにもう 1 点言えば、石井知事の言ったことはおもしろい話だなと思ったんですが、小さな市町村ほど需要があって大きな政令市ほど需要がない、県庁はさっさと行革してしまつたと、こういうことですよね。そうなれば前段の減税、増税の議論も同じですけども、これからどんどん地方自治体の職員が税務のプロフェッショナルをもっと増やしていくべきだと思えば、あえて政令市の税務職員が期間を決めて小さな市町村に派遣していけばいい。県庁の職員が市町村のところに派遣していけばいい。つまり 1 つの県の中で、県と市町村の税務職員がお互いに分かち合って融通すればいいんじゃないかと思います。

かなり実務的に、法律的に幾つかクリアしなければいけない問題はあると思うんですが、

実務的にも相当困難な問題があるけれども、今の置かれている文脈でいくと実現の方向に向けて進むべきだろうなと思います。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。どうしてもですか。では、スピーディーをお願いします。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長です。1つには、消費税を確保するために、市町村は何もしていないわけではありません。商工振興あるいは商店街維持など、様々な取り組みによって、人々に消費していただくための条件整備についての多くの政策を実施しています。ですから、ただ乗りはしていません。それが1点、どうしても言いたいことです。

2点目は、先ほど佐藤委員が言われましたように、e-Tax、eLTAx、あるいは今年度以降は多くの自治体で国税と地方税の連携のシステムが動き出しています。すなわち、紙で收受や受理するといった、いずれでもいいんですけれども、そういう形から、今政府で社会保障と税に関する番号制度や共通カードなどの取り組みも始められていますので、もちろん紙も大事かもしれませんが、個人事業者の場合にはそういうケースもいいかもしれませんが、やはりICTを活用した形が有効です。税を専門とする職員を確保するようなゆとりがない自治体も少なくないので、一般的な考えとしてそういう困難があることから、ICT化ということも含めて検討をお願いします。以上です。

【碓井座長】 まだまだご発言がおありかと思いますが、もう10分過ぎてしまいました。大変恐縮ですが、これで今日の審議は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

なお、次回の研究会の日程につきましては、各委員の予定を確認させていただきました上で、後日、事務局より連絡させていただきたいと思います。事務局から何かご発言はありますでしょうか。

【末永税務企画官】 特にございませぬ。どうもありがとうございました。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

[閉会]